前橋市営住宅管理条例の改正について

令和4年9月1日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市営住宅管理条例の一部を改正する条例

前橋市営住宅管理条例(平成9年前橋市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 親族等 民法 (明治29年法律第89号) 第725条に規定する親族 (婚姻 の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) 又は児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。

第5条第2号中「親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」を「親族等」に改め、同条第5号中「親族」を「親族等」に改める。

第7条の2並びに第14条第1項及び第3項中「親族」を「親族等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。